

第8章 策定後のフォローアップ及び広域化の推進について

8-1 ビジョンの推進体制

本ビジョンで掲げた水道の理想像を実現するためには、水道事業に関わる県、水道事業者、その他水道関係者、県民など様々な関係者が水道のおかれている状況を把握し、それぞれの立場における役割を踏まえ、一丸となって対応することが必要です。

ここでは、県、水道事業者、その他水道関係者及び県民のそれぞれの役割や求められる対応について示します。

(1) 県

- 水道法に基づいた水道事業者への立入検査や指導監督を行うとともに、本ビジョンにおいて基本目標の実現に向けた対応策として掲げた各種支援等を行います。
- 水道事業以外の小規模水道施設（専用水道、小水道、飲用井戸等）について、衛生管理対策及び災害発生時の緊急対応の連携を強化し、小規模水道施設の維持向上に努めます。
- 水道事業のおかれている実情や今後の施設更新等に掛かる費用などについて、水道事業者と連携し県民への啓発に努め、水道の維持に対する理解促進を図ります。
- 災害時における事業者間の協力体制の構築・強化や広域化の検討及び各水道事業者が抱える諸課題の解決に向けて、県各関係課や市町村等の水道事業者が情報共有や意見交換を行う場として協議会を設置し、県及び水道事業者間の連携推進を図ります。

(2) 水道用水供給事業者（県企業局）

- 本ビジョンにおいて基本目標の実現に向けた対応策として掲げた各種施策の推進が求められます。
- 広域への水道用水供給を行う事業者として、水道事業者へ安全で低廉な水の安定供給が持続的に必要となることから、受水水道事業者との連携・調整を行うとともに、計画的な事業運営が求められます。
- 水質事故や災害発生時に備え、受水水道事業者との情報連絡体制の整備や事故等対応訓練などを行うとともに、水道施設の適正な維持管理に努め、緊急時における水道水の供給確保が求められます。
- 水道事業における技術力の確保が課題となるなかで、人材の確保・育成に向けた取組の推進に向けて、県関係部局や水道事業者との連携・協力が期待されます。

(3) 水道事業者

- 本ビジョンにおいて基本目標の実現に向けた対応策として掲げた各種施策の推進が求められます。

- 厚生労働省の新水道ビジョンや本ビジョンに示された水道の理想像を具現化する実施主体として、自らの事業の現状と課題を正しく把握し、現実的な目標を設定して取り組むことが求められます。
- 地域の中核となる水道事業者等においては、地域全体の最適化の観点から、連携体制への積極的な関与が期待されます。

(4) 大学・研究機関

- 水道分野・経営分野での専門知識を修めた人材の輩出や現在の水道事業職員への専門的な育成環境等、人材確保についての助力が求められます。
- 水道事業者が水道施設の再構築や耐震化などを検討する上で、地域特性や環境への配慮、経済性、効率性などを踏まえて水道施設の最適化が図れるように、技術的助言や共同研究による施設検証などの取組が期待されます。
- 水道事業経営が厳しい中、地域にあった水道事業の経営方法や経営改善に向けた専門的な助言・助力が期待されます。
- 県外、県内の水道関連企業との共同による、水道事業において有用となる新技術や山間地等の小規模水道の維持に向けたコンパクト施設などの開発に向けた取組が期待されます。

(5) 民間企業

- 水道事業者が発注する業務委託や施設整備にあたり、経済性、専門性を考慮した提案が期待されます。
- 水道事業者が官民連携（DBO、PFI など）の導入におけるメリット及びデメリットを的確に判断できるような、水道関係コンサルタント、資材メーカー、工事業者等による提案やサポートが期待されます。

(6) 県民（水道利用者）

- 県民は水道事業の顧客であるとともに、水道事業の経営を支える重要な役割を担っていることを認識し、水道事業者が発信する水道事業の現状や課題についての情報を収集して、水道への理解及び関心を深めるとともに、水道のあり方について考えることが望まれます。
- 将来的な水道の維持・確保に向けて、水道事業者への意見や議論の場への積極的な参加などが望まれます。
- 水道利用者が管理を行う各敷地内での給水管について、各自が管理者であり老朽管破損や凍結等により漏水などが生じた場合、他の水道利用者へ断水等の影響が発生することを認識し、給水管等の適正な管理に向けた対応が期待されます。
- 災害等が発生した場合に備え、必要最低限の飲料水の備蓄や地域の防災訓練等に参加するなど、平時からの備えや地域における協力活動への積極的な参加が期待されます。

8-2 フォローアップ

本ビジョンのフォローアップに当たっては、PDCA サイクルを考慮しながら行うこととします（図8-1）。

県は、基本目標の実現に向けて設定した各対応策について、事業者及び圏域における取組の進捗状況の把握に努めるとともに、必要な協議・調整等を行いながら本ビジョンの推進を図ります。

また、社会情勢の変化、関連制度の改正及び広域連携の進捗・広域化の検討状況を踏まえつつ、必要に応じて適切な時期に本ビジョンの見直しを行います。

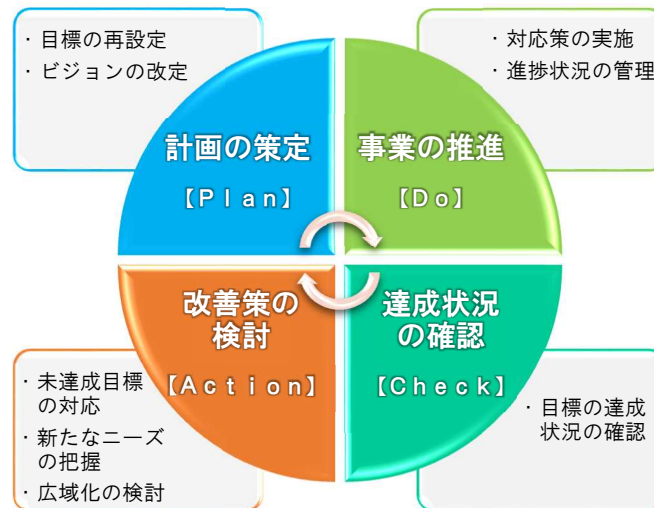


図8-1 PDCAサイクル図

8-3 広域化の推進

(1) 水道法における広域化について

近年の水道が直面する課題に対し、水道の基盤の強化を図ることを目的として「水道法の一部を改正する法律（平成30年法律第92号）」が令和元年10月1日に施行されました。

改正後の水道法では、国、都道府県、市町村、水道事業者等に対し、水道の基盤の強化に関する責務を規定しており、このうち都道府県に対しては、市町村の区域を超えた広域的な連携等の推進役としての責務を規定しており、必要な協議を行うために「広域的連携等推進協議会」を組織することができるかとされています。

また、水道の基盤の強化のために必要があると認めるときは、水道事業の広域化をはじめとする各種取組の具体的な実施計画である「水道基盤強化計画」を定めることができるとされています。

(2) 県内水道の広域化に向けたこれまでの取組み

県は、本ビジョンを策定するにあたり、従来から連携等を行っていた地域を軸に県内を5つの圏域に分けて設定を行い、広域連携検討会の開催を通じて広域化の足掛かりとなる連携策を圏域毎に設定しています。この圏域は、50年、100年後の将来を見据えつつも、まずは5年～10年先に実現可能性のあるソフトな連携から進めていくことを目指して設定したもので、これを手始めとして、段階的に広域化を進化させていくこととしています（図8-2）。

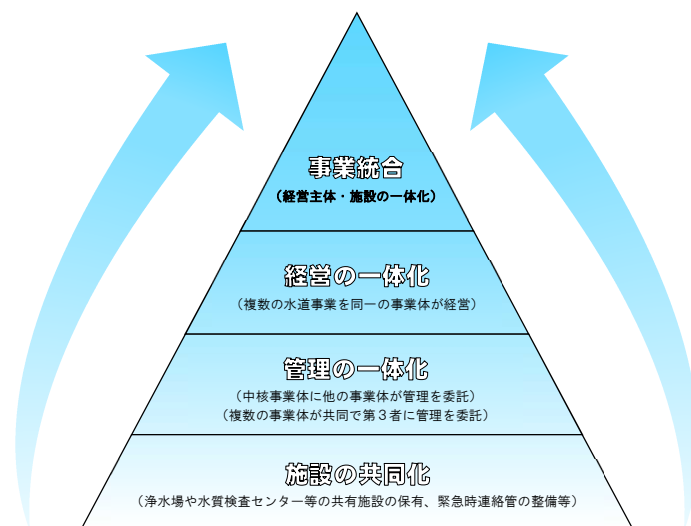


図8-2 段階的な広域化のイメージ

【出典】 厚生労働省「水道ビジョン 参考資料1」を基に作成

（3）水道広域化推進プラン

総務省及び厚生労働省は市町村の区域を超えた水道事業の多様な広域化を推進するため、都道府県に対し、広域化の推進方針やこれに基づく当面の具体的取組の内容及びスケジュール等について定める「水道広域化推進プラン」を令和4年度末までに策定・公表することを要請しています。

水道広域化推進プランでは、事業統合や経営の一体化などの経営統合をはじめ、浄水場等の施設の共同設置や事務の共同処理といった広域化の多様な類型に応じたシミュレーションを行い、具体的効果を比較検討した上で策定が求められており、最終的には水道基盤強化計画へと引き継がれることを想定しています。

（4）本県における将来の広域化の方針

水道事業の経営状況がますます厳しくなることが想定されるなかで、将来的には水道の広域化は避けて通れない課題であると考えます。

広域化の形態については、業務効率化等による経営基盤の強化や国庫補助金の活用などを考えると、事業統合が最も効果が大きいですが、最初から事業統合にこだわると広域化の阻害要因となるおそれがあります。このため、群馬県の水道事業においては、事業統合や施設の統廃合を伴う広域化を基本的な目標としつつ、多種多様な広域化形態の中から地域の実情に応じた最適な形態の検討を行い、実行に移すこととします。そのために、県ではまず令和4年度末までに水道広域化推進プランの策定を進め、広域化の具体的な推進方針の決定を目指します。また、策定後は水道広域化推進プランを基に水道基盤強化計画の策定を検討するなど、将来の水道の広域化や基盤強化に向けたさまざまな支援を積極的に行っていきます（図8-3）。

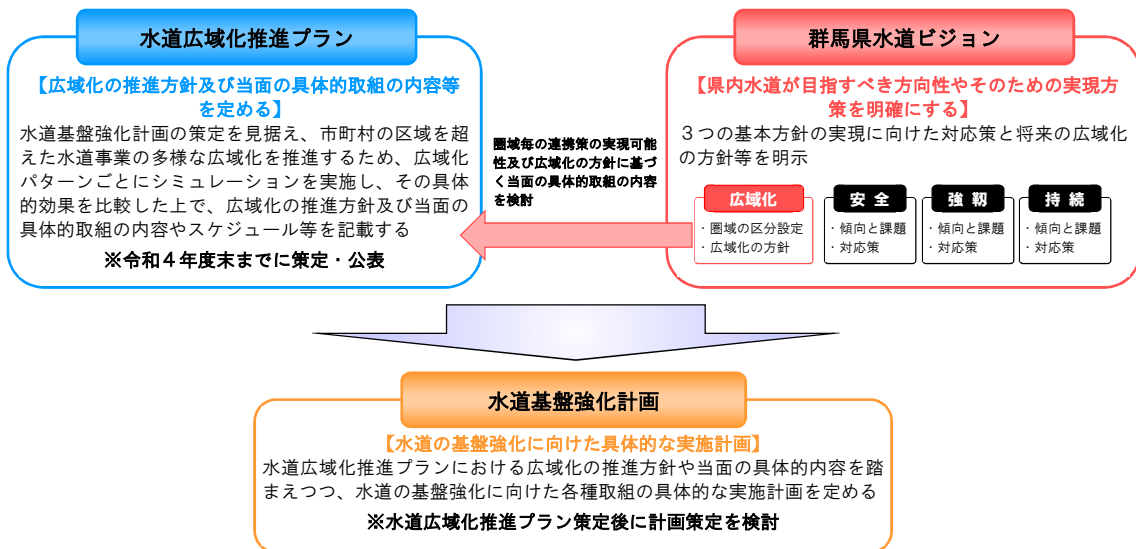


図8-3 本ビジョン策定後の広域化推進に向けた取組みの流れ

【出典】 厚生労働省の資料を基に作成